

# 平安貴族の招待状

## —書状にみる交遊空間—

野田 有紀子

### はじめに

中国では古来、公的および私的な書状の書式や文章が発達し、六朝時代以降、書状の模範文例集「書儀」が編纂された。こうした書儀は日本にも伝えられ、平安初期までに『大唐書儀』『月儀』といった書儀が将来していたことが『日本国見在書目録』（891年頃編纂）から確認できる。

奈良時代の日本ではこうした中国将来の書儀をさかんに模写・模倣した。たとえば正倉院には聖武天皇の皇后であった光明皇太后（701-760）が臨書した『杜家立成雑書要略』（756年献納）が残されている。本書は唐代初頭7世紀前半に、見舞い・挨拶・勧誘・物品貸貸といった、友人間で往復する書簡の手本として編纂されたものである。なお宮城県多賀城市の市川橋遺跡からも本書冒頭部分を筆写した木簡が出土しており、奈良時代に東北の地方役人の間にも本書が普及していたことが分かる。

そのほか奈良時代の書状例としては、正倉院文書のうちに写経生や下級役人による写経所勤務に関する公的な書状が伝えられており、また『万葉集』には大伴旅人・家持・池主や藤原房前が交わした私的な書状が収載されている。さらに平安初期には空海・最澄・円仁ら入唐僧による書状がまとまって伝わっている。

さて平安中期10世紀になると日本風の書状が盛んに執筆されるようになった。私的な書状も男女・道俗・貴賤かぎらず広く執筆され、とり交わされるようになる。「三蹟」のひとり小野道風（894-967）の書状からは、当時の下級貴族の具体的な日常生活や交流活動が垣間見える。

そして11世紀初頭～半ばになると、日本版「書儀」といべき『高山寺本古往来』および『明衡往来』（『雲州消息』『雲州往来』とも）といった「古往来」が編纂された。このうち『明衡往来』は文人貴族藤原明衡（989?-1066。文章博士・東宮学士・大学頭・出雲守。ほか『本朝文粹』『新猿楽記』がある）によって編まれたといわれ、当時の貴族社会で実際に取り交わされた、さまざまな場面に即した書状文例案140条あまりが収載されている。

さて平安中後期の貴族社会では、作文（漢詩）会・

和歌会、祭や相撲の見物、花見・月見・重陽などの宴、蹴鞠、管絃、逍遙・野遊といった私的交遊の集いが盛んに催されていた。このような集いに先立っては参加者を誘い集めるために“招待状”が執筆され送付されたが、こうした“招待状”は『明衡往来』にも数多く収載されており、それらの文中からは当時の貴族社会におけるさまざまな交遊活動の種類や内容を垣間見ることができるといえる。

本稿ではこうした『明衡往来』収載“招待状”の文面を素材として、まずⅠ（1）で当時の貴族社会の交遊活動の種類をあげ、（2）では交遊空間の具体的な様子を探る例として「食」をとりあげる。そしてⅡでは交遊空間において重視された、漢詩・和歌・管絃・蹴鞠などの「能」について、平安貴族社会における意義について考察したい<sup>1</sup>。

### Ⅰ 貴族社会における交遊空間

#### （1）交遊の種類

『明衡往来』書状のうち、平安貴族の交遊活動に関するものは35条ほど収められている（【表】参照）。交遊活動の内容は、漢詩会・和歌会・蹴鞠・小弓会・逍遙・花見・重陽宴・月見宴など多岐にわたっており、当時の貴族社会では年初から年末まで、四季折々の交遊活動が盛んに繰り広げられていたことがうかがえよう。蹴鞠会や稲荷祭見物の様子は、『年中行事絵巻』でも目にすることができる（【図1】【図2】）。

こうした交遊活動への“招待状”は、具体的には以下のような文面となっている。交遊活動の種類・場所・参加者などの情報のほか、第16条（相撲見物）では注目すべき相撲人について、第17条（中秋月見宴）では主人が儲ける食事について触れる。なお第107条（円融院花見）は花見宴の開催を促す内容の書状である。

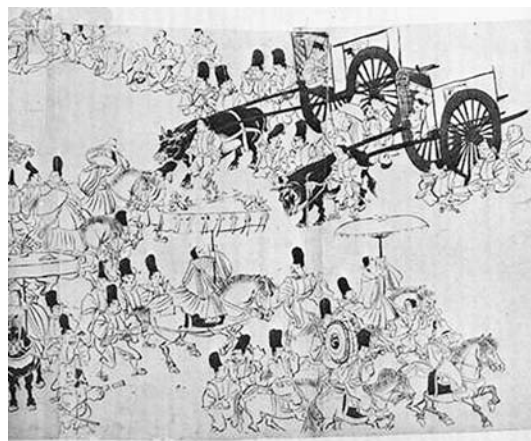
【表】『明衡往来』掲載の「交遊空間」関係書状

条	遊びの内容	差出/宛先	その他の参加（予定）者、企画者ほか
1	年始詩酒之会	左少弁藤原/右馬頭藤原	
2	蹴鞠遊	侍従源/少納言源	新少将・雲上人
4	上巳文会	右衛門権佐藤原/文章博士	頭弁
5	小弓会	左近少将平/右京大夫	頭中将
6	小弓会	左衛門佐高階/侍従藤原	右大将・源少納言・新中将・四位少将・藤少納言・源武衛・藤李部・権左中弁・右馬頭・源侍従・式部大夫・左金吾・校尉・前江州・頭中将
10	稻荷祭見物（報告）	参議伴/大蔵卿	藤垂将・源拾遺
11	賀茂祭見物（報告）	侍従源/左馬頭藤原	藤李部
13	栢梁殿にて納涼	少納言源/左衛門権佐	
14	七夕文会	左近衛権少将/木工頭源	藤翰林・江李部・李部少卿・大内史・菅茂才
15	中秋月見宴	左衛門督/兵部卿平	左金吾・藤少将
16	相撲見物	左近中将藤原/左中将	
17	中秋月見宴	兵庫頭/兵衛佐源	詩客・伶人
18	重陽宴	右大弁/文章博士藤原	詩人
19	初冬郊外逍遙	左中将源/権右中弁藤原	兵部大輔
38	庚申夜歌会（報告）	右中弁源/源少納言	右衛門佐・但馬黒河・蔵人弁
39	小野辺逍遙	中務大輔/前備後守	藤垂将
40	嵯峨野山荘にて遊	民部少輔/右中弁藤原	好士
46	上巳宴	右少弁平/左馬頭源	
48	三月尽詩会	右近少将藤原/宮内卿源	
49	郊外連句会	左近少将/頭中将	文士・前丹州
51	納涼	内蔵頭/刑部大輔平	
61	花水宴	左少弁藤原/中宮大進	
62	江口遊	右京大夫藤原/少納言源	
86	貫首亭歌会（着想文辞依頼）	右兵衛佐/治部大輔	貫主（蔵人頭）
87	法輪寺歌会	大蔵少輔/兵庫頭殿	歌仙人々
104	小六条遊・蹴鞠（報告）	侍従藤原/権右中弁	藤金吾
105	雲林院花見	少納言/四位少将	藤拾遺
106	長秋宮小弓会（弓貸与）	左近中将/権右中弁	月卿・雲客
107	円融院花見	右兵衛督/中宮亮	風月之客五六許輩・管絃之人一両
108	尚齒会賦詩・聴経	前権中納言/按察中納言	鮎背鶴髪之客四五輩
110	野遊歌会（招かれず）	左近衛中将/右衛門督	
111	紫野見物	左近衛少将/春宮大夫	藤兵衛佐・源侍従
113	右近馬場歌会（報告）	左兵衛督/修理大夫	雲客両三
117	中秋管絃	前但馬守/源右馬助	
別2	子日遊	刑部大輔/藤侍従	蔵人少納言

（内容・条数は『日本教科書大系』によった）



【図1】『年中行事絵巻』巻3・蹴鞠



【図2】『年中行事絵巻』巻12・稻荷祭

【第16条〈相撲見物〉往状】

明日可<sub>レ</sub>光臨<sub>二</sub>事

右聊可<sub>レ</sub>饗<sub>二</sub>応相撲人等<sub>一</sub>侍。腰束之人、其数不<sub>レ</sub>幾。辺民之所<sub>レ</sub>見、猶可<sub>レ</sub>恥<sub>二</sub>寂寞<sub>一</sub>。無<sub>二</sub>殊御障<sub>一</sub>者。必可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>枉<sub>レ</sub>駕<sub>二</sub>給<sub>一</sub>也。奥州白丁名取勝村、長八尺有余、力能扛<sub>レ</sub>鼎云々。必可<sub>レ</sub>御覽<sub>二</sub>者<sub>一</sub>也。不具謹言

八月十一日 左近中将藤原

謹上 左中将殿

(私が面倒を見ております相撲人を、あなたもぜひおいでになってご覧ください。とくに奥州出身の名取勝村は体も大きく、力もたいへん強く、必見です)

【第107条〈円融院花見〉往状】

案内

去三日、酌<sub>二</sub>桃花之酒<sub>一</sub>之次、人々被<sub>レ</sub>議云、円融院廻廊之内、春花開敷、尤可<sub>レ</sub>賞翫<sub>一</sub>。風月之客五六許輩、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>相伴<sub>二</sub>給<sub>一</sub>也。管絃之人一兩、已有<sub>二</sub>雲客中<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>然閑日可<sub>レ</sub>遊放<sub>一</sub>也。下官非<sub>レ</sub>詩非<sub>レ</sub>歌、難<sub>レ</sub>応<sub>二</sub>嘉招<sub>一</sub>。然而外戚已為<sub>二</sub>儒家<sub>一</sub>、盍<sub>レ</sub>賦<sub>一</sub>一絶。幸無<sub>二</sub>厭却<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>羨可<sub>レ</sub>足。諸事不宜謹言

三月 日 右兵衛督

中宮亮殿

(円融院廻廊での花見を企画してください。私もお招きに預かれば、漢詩一首ぐらい詠んでみますので)

【第17条〈中秋月見宴〉往状】

明月之得<sub>レ</sub>名者、八月十五夜也。雖<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其名<sub>一</sub>、得<sub>レ</sub>晴又希有也。今夜銀漢卷<sub>レ</sub>翳、金波鋪<sub>レ</sub>影、可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>千載一遇<sub>一</sub>歟。(中略)詩客四五人、伶人兩三輩、不<sub>レ</sub>期而<sub>レ</sub>来会。是皆当世之好士也。只依<sub>レ</sub>遲<sub>二</sub>尊下之光臨<sub>一</sub>、予空<sub>二</sub>座右<sub>一</sub>耳。抑恩慶之甚也。忝廻<sub>二</sub>花軒<sub>一</sub>、素懷可<sub>レ</sub>足。下若酒・上林菓、聊以儲<sub>レ</sub>之。乞莫<sub>レ</sub>嫌<sub>二</sub>下劣<sub>一</sub>。謹言

八月十五日 兵庫頭

謹上 源兵衛佐殿

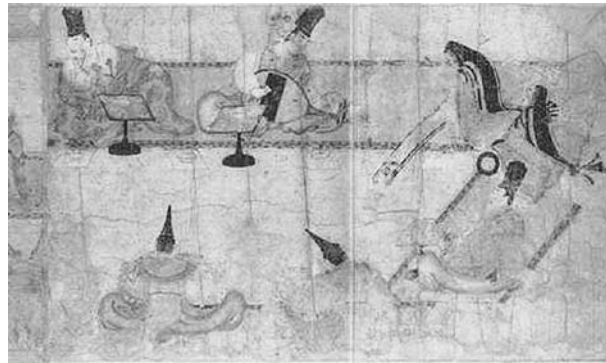
(八月十五夜の名月がすばらしい今夜、詩人・楽人たちが突然、我が家を来訪しました。どうかあなたも我が家にお越しください。上等の酒と美味しい果物をご用意しております)

(2) 「食」への言及

上にあげた第17条〈中秋月見宴〉には酒と果物について触れられているが、今も昔も交遊の場には「食」が付きものであった。

たとえば【図3】『餓鬼草紙』第1段〈欲色餓鬼〉は、平安末期に貴族邸の宴会で催馬楽の遊びをする場面であるが、貴族の座前に置かれた高杯上には肴が載せられ、また床の折敷上には酒を入れた銚子と盃が見える。

『明衡往来』では第17条〈中秋月見宴〉以外にも、交遊活動への“招待状”ではしばしば「食」について触れている。たとえば第15条〈中秋月見宴〉は左衛門督が兵部卿を遍昭寺での月見宴に誘う書状であるが、往状によれば左金吾が「少饌」を用意し、左衛門督も「梨棗」を少し持参することになっており、それに対し兵部卿も返状で「旨酒一樽、景物少々」を持っていくと伝えている。



【図3】『餓鬼草紙』第1段・欲色餓鬼

【第15条〈中秋月見宴〉往状】

一年之中、以<sub>(興味がある)</sub>秋為<sub>(十五日)</sub>斷腸之時。三秋之際、以<sub>(左衛門佐)</sub>月為<sub>(十六日)</sub>動心之翫。中秋三五之夕、占<sub>(十六日)</sub>遍昭寺、可<sub>(十六日)</sub>催<sub>(十六日)</sub>優遊之興。左金吾儲<sub>(十六日)</sub>少饌云々。如<sub>(十六日)</sub>梨棗之物、少々可<sub>(十六日)</sub>隨身侍。藤少將可<sub>(十六日)</sub>具<sub>(十六日)</sub>琵琶之由、令<sub>(十六日)</sub>相語給。下官挿<sub>(十六日)</sub>甲笛可<sub>(十六日)</sub>參也。龜背之曲頗所<sub>(十六日)</sub>習得也。若遇<sub>(十六日)</sub>浮雲者、可<sub>(十六日)</sub>契<sub>(十六日)</sub>二八之夕歟。將又可<sub>(十六日)</sub>隨<sub>(十六日)</sub>衆議也。不具謹言

八月十日

左衛門督

兵部卿殿

(八月十五夜に遍昭寺で月見宴を開催します。左金吾がちょっとした食事を用意するそうです。私も梨や棗などを少し持参します。それぞれ琵琶や笛などの楽器を持って行って演奏するつもりです。)

【返状】

右久不<sub>(手紙)</sub>申<sub>(手紙)</sub>案内之間、鬱念尤深之處。幸被<sub>(手紙)</sub>通<sub>(手紙)</sub>鷹書、開<sub>(手紙)</sub>蒙霧仰<sub>(手紙)</sub>青天耳。抑花春、運<sub>(手紙)</sub>心於吉野山、月秋、懸<sub>(手紙)</sub>思於遍昭寺者常事也。而時属<sub>(手紙)</sub>仲秋之夕、処当<sub>(手紙)</sub>明地之砌、遊興何可<sub>(手紙)</sub>黙止<sub>(手紙)</sub>乎。彼左金吾・藤少將等、歌仙也、伶人也。就<sub>(手紙)</sub>中貴下、才能過<sub>(手紙)</sub>下、好色有<sub>(手紙)</sub>聞、可<sub>(手紙)</sub>謂<sub>(手紙)</sub>席上之珍<sub>(手紙)</sub>歟。無能只<sub>(手紙)</sub>下官一人也。而所<sub>(手紙)</sub>募者、勸盃役也。旨酒一樽、<sub>(季節の食べ物)</sub>景物少々、相具可<sub>(手紙)</sub>令<sub>(手紙)</sub>推參侍。乞莫<sub>(手紙)</sub>成<sub>(手紙)</sub>厭却<sub>(手紙)</sub>。謹言

即時

兵部卿平

(ご招待ありがとうございます。皆さんとちがって私には和歌や管絃の才能がないので、勸盃役でもお務めしましょう。美味しい酒と季節の食べ物いくつか持参いたします)

第13条〈栢梁殿避暑〉

「旨酒一樽可<sub>(十六日)</sub>相具<sub>(十六日)</sub>侍。嘉肴一種令<sub>(十六日)</sub>隨身<sub>(十六日)</sub>給耳」

第17条〈中秋月見宴〉

「下若酒・上林菓(美酒と珍しい果物)、聊以儲<sub>(十六日)</sub>之」

第18条〈重陽宴詩会〉

「詩人一両輩、美酒一樽、令<sub>(十六日)</sub>相具<sub>(十六日)</sub>給者、最可<sub>(十六日)</sub>佳々々」

「緑醕(美酒)二瓶・盧橘(金柑)一櫃、隨<sub>(十六日)</sub>仰進上」

第49条〈郊外詩会〉

「盧橘少々、令<sub>(十六日)</sub>具給<sub>(十六日)</sub>耳。(中略)旨酒・嘉肴、前丹州可<sub>(十六日)</sub>送之由、有<sub>(十六日)</sub>消息也」

「盧橘之珍、下若之酒、可<sub>(十六日)</sub>隨身<sub>(十六日)</sub>侍」

第51条〈納涼〉

「<sub>(名酒)</sub>三雅之酒、所<sub>(十六日)</sub>不<sub>(十六日)</sub>堪也」「一瓶一肴、可<sub>(十六日)</sub>隨身<sub>(十六日)</sub>侍」

「酒」や「肴」、また「橘」「梨」「棗」といった果物については、『類聚雑要抄』巻1での諸儀式の食事にも見ることができる。たとえば〈仁和寺競馬行幸〉での天皇の食事のうち、「御酒肴五種」として「干鳥・鮑・海月・蛸・小鳥」とあり、「菓子四坏」として「松・柏・干棗・柘榴」が挙げられている。

ただこうした公的な色彩の強い宴会や集いでは、主催者側が客の食事や酒肴をすべて用意するのが通例であった。これに対しきわめて私的な遊びの場においては、上にあげた『明衡往来』第15条などから伺えるように、参加者それぞれが分担を決めて食料を持ち寄ることも多かった。

実例でも交遊の場に各自酒肴を持参したとする記載が散見する。たとえば寛仁元年(1017)10月、前摂政藤原道長(966-1028)は自らの山荘に公卿を招くにあたり、前日に各邸に使者を遣わし、「餌袋(竹かご)・破子(しきりのある箱)に食料をつめて各自持参するように」と指示しており、当日は公卿が「手筈・破子」

を持参した。

(藤原道長) 入夜前撰政殿使能通朝臣、「明旦可<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>桂山庄<sub>一</sub>、  
若来会乎。但可<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>身餌袋・破子<sub>一</sub>者」  
(『小右記』寛仁元年(1017)10月11日)

行<sub>二</sub>桂家<sub>一</sub>。(藤原頼通)撰政・(藤原道綱)中宮大夫・(藤原実資)右大将・(藤原奇臣)按察大納言・  
(俊賢)源大納言・(藤原頼通)左大将・(藤原頼宗)左衛門督・(源経房)中宮権大夫・  
(藤原能白)新中納言・(藤原兼隆)二位宰相・(藤原公白)右兵衛督等同道。或随<sub>二</sub>身  
手筥・破子等<sub>一</sub>、是以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>儲<sub>二</sub>家<sub>一</sub>、昨日相定具<sub>レ</sub>之。  
(『御堂閔白記』同月12日)

また大納言の藤原実資(957-1046)は、養子の藤原資平(986-1068)が殿上人仲間と桂山へ花見に向うに際して、「手筥・破子」に食料をつめて持参しようとしたのに対し、「それではつまらないから珍菓(珍しい果物)を餌袋(竹かご)に入れていくのがよいだろう」と、気の利いたアドバイスを与えている。

蔵人頭資平云、「有<sub>二</sub>撰政気色<sub>一</sub>、雲上侍臣明日可<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>山花<sub>一</sub>。(中略)各提<sub>二</sub>餌袋・破子<sub>一</sub>。資平可<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>身手筥・破子<sub>一</sub>。」余云、「太凡。納<sub>二</sub>珍菓於餌袋<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>宜。」仍変<sub>二</sub>初儀<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>身菓子<sub>一</sub>者。  
(『小右記』長和5年(1016)3月4日)

## Ⅱ 交遊空間における社会的関係と「能」

### (1) 招待状における「能」への言及

『明衡往来』所載“招待状”のうち、とくに漢詩・和歌・蹴鞠・管絃・小弓といった「能」が要求されるイベントが予定されている場合は、書状中に参加者の「能」について触れられている。たとえば第2条〈蹴鞠遊〉往状は、侍従源が少納言に充てて、蹴鞠会に自分も推薦してほしいと頼む書状であるが、侍従源は自らについて「雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>蹴鞠之能<sub>一</sub>」と謙遜する。また第14条〈七夕文会〉では、左近衛権少将から七夕文会への招きを受けた木工頭が返状で「就<sub>レ</sub>中先約之人々、詩歌之棟梁、管絃之上手也。難<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>其筵<sub>一</sub>者、只下官一人也」(他の参加者は漢詩・和歌・管絃の実力者で、才能がないのは私だけです)と謙っている。ほかにも第4条〈上巳文会〉以下の書状で、漢詩・和歌・管絃・弓などの「能」について言及されている。

### 【第2条〈蹴鞠遊〉往状】

上啓

右久不<sub>二</sub>参謁<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>公務<sub>一</sub>之間、無<sub>二</sub>寸暇<sub>一</sub>之故也。鬱憤之腸、一時九廻。昨日新少将相談云、「明後日雲上人々、已尋<sub>二</sub>花林之下<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>蹴鞠之興<sub>一</sub>云々。若有<sub>二</sub>誘引<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>相隨<sub>一</sub>也。汝如何」者。答以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>此告<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>。貴下定在<sub>二</sub>議中<sub>一</sub>歟。某誠雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>蹴鞠之能<sub>一</sub>、何不<sub>レ</sub>参<sub>二</sub>勸酒之役<sub>一</sub>。仰又追從之甚也。殊加<sub>二</sub>推举之詞<sub>一</sub>。恐々謹言

二月廿九日 侍従源

少納言殿

(あさって蹴鞠会が開かれるとお聞きしました。あなたも参加者のおひとりだと思えます。私には蹴鞠の才はありませんが、勸酒役でも務めますので、どうか自分を参加者として推薦してください)

### 【第14条〈七夕文会〉往状】

初秋七夕牛女相会之候也。仍排<sub>二</sub>茅戸<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>招<sub>二</sub>一兩輩之好士<sub>一</sub>。(文章博士)藤翰林・(式部)江李部等、先日有<sub>レ</sub>約。(式部少輔)李部少卿・(大内記)大内史・(文章得業生)菅茂才、可<sub>レ</sub>来会<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、送<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>耳、(俊者)青鳥未<sub>レ</sub>帰、丹心鬱々。若無<sub>レ</sub>殊御障<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>枉<sub>二</sub>花轅<sub>一</sub>。(まぐ)只是連句許也。南軒之泉、北窓之風、纔為<sub>二</sub>来賓之儲<sub>一</sub>。某謹言

七月 日 左近衛権少将

木工頭殿

(七夕の夜に我が家で宴を催します。これこれの方々をお招きしていますので、あなたも是非おいでください)

### 【返状】

右今日者、二星適相会之期、三秋即到来之初也。且令<sub>二</sub>賞翫<sub>一</sub>、且可<sub>レ</sub>遊興<sub>一</sub>歟。就<sub>レ</sub>中先約之人々、詩歌之棟梁、管絃之上手也。難<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>其筵<sub>一</sub>者、只下官一人也。而有<sub>二</sub>飛泉・涼風之儲<sub>一</sub>云々。忘<sub>二</sub>万事<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>推参<sub>一</sub>侍。不具謹言

七月七日 木工頭源

左近衛権少将殿

(先約の皆さんは漢詩や和歌や管絃が巧みな方々ばかりで、私などはご一緒するのも憚られますが、推参つかまつりましょう)

第4条〈上巳文会〉

「雖<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>七歩之才<sub>一</sub>、聊学<sub>レ</sub>六義之詞<sub>一</sub>」

第5条〈小弓会〉

「下僕雖<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>虎賁之職<sub>一</sub>、拙<sub>レ</sub>猿臂之射<sub>一</sub>」

第6条〈小弓会〉

「百発百中之芸」「十中之能」

第15条〈中秋月見宴〉

「歌仙也、伶人也」

第106条〈小弓会〉

「百中之能」

第107条〈円融院花見〉

「上官非<sub>レ</sub>詩非<sub>レ</sub>歌、難<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>嘉招<sub>一</sub>」

第111条〈紫野見物〉

「或慕<sub>レ</sub>柿本之風<sub>一</sub>、或慣<sub>レ</sub>花山之様<sub>一</sub>」

(2) 「能」による社会的関係の構築

さて『明衡往来』収録の「招待状」では、交遊空間に集う人々は公卿・殿上人といったほぼ同程度の身分範囲である場合が大半であった（〔表〕）。そのほか古記録・歌集・物語等においても、程度の身分や、同じ職場・職業の仲間同士が集うことが一般的であったことがうかがえる。

ただし(1)で見たような、漢詩・和歌・管絃といった「能」を要求する集いには、公卿や殿上人に交じて、「菅茂才」（菅原氏の文章得業生、第14条〈七夕文会〉）など、地位は低いものの、その道に優れた専門家が名を連ねることが多く、幅広い階層の者が集う場となっている。

作文（漢詩）は当時の卿相にとって必須教養であり、左大臣藤原道長（966-1028）も自邸でさかんに作文会を行っているが、出席したのは「属文人々」「文人」と呼ばれる、漢詩に通じた人々であった。このなかには公卿・殿上人にまじって、身分の低い文章生・学生の姿も見える。

〔伝聞、於<sub>レ</sub>左僕射第<sub>一</sub>、上下属文人々多以会合、有<sub>レ</sub>作文興<sub>一</sub>〕

（『小右記』長徳3年（997）9月2日）

〔於<sub>レ</sub>左<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>作文<sub>一</sub>、属文卿相以下文人多会云々〕

（『小右記』寛弘2年（1005）3月29日）

〔召<sub>レ</sub>文章生・学生等<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>属文<sub>一</sub>者十一人召、令<sub>レ</sub>作文<sub>一</sub>、上達部・故人絶句〕

（『御堂関白記』寛弘4年（1007）3月29日）

また長元6年（1033）10月、道長の四女である中宮藤原威子（1000-1036）は、娘の馨子内親王（1029-1093）の住まう齋院御所に行啓したが、そこで催された遊びには、漢詩・和歌・管絃に通じている者は、「下藤（身分が低い者）」であっても召されたという。

今年も十月に齋院に行啓あり。このたびは五六日ばかりおはします。十月二十余日庚申なるに、上達部、殿上人参り、遊びの方の人も、文の道の人々も召し集め、残るなく参りて、歌詠み、遊びなどあり。下藤もその道の人はいたり。

（『栄花物語』巻31・殿上の花見）

そして身分が低い者だけでなく、公卿や殿上人といった身分の高い者の場合も、多才な能がある者はそれだけ多種多様の交遊活動に参加する機会が生まれた。たとえば長保5年（1003）5月の藤原道長宇治行には、公卿・殿上人・諸大夫が供奉したが、彼らは全員、漢詩・和歌・管絃の道に秀でた者であったという。

〔参<sub>レ</sub>左<sub>一</sub>府<sub>一</sub>、供<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>宇治御共<sub>一</sub>、左右衛門督・権中納言・弼宰相・宰相中将・殿上人及諸大夫、作文・和歌・管絃者之外無<sub>レ</sub>他人<sub>一</sub>〕

（『権記』長保5年（1003）5月27日）

以上のように、作文・和歌・蹴鞠・管絃といった、参加者に「能」が要求される交遊活動では、参加者には優れた「能」を有する者が優先される場合が少なくなかった。言い換えるならば平安貴族社会では、「能」があれば同じ職場・職業・身分といった従来の貴族社会的範疇を超えた新しい関係を結び、維持することも可能だったのである。

(3) 貴族社会を生き抜く武器としての「能」

貴族社会における「家格」が定まりつつあった平安後期（院政期、12世紀後半～）になると、「能」は貴族社会を生き抜くための有力な武器のひとつとなった。

撰関期（～12世紀後半）にも諸芸優れた者が藏人所に伺候し、撰関家や公卿家にも文武の諸芸によって奉仕する家人クラスの者が存在した。さらに院政期（12世紀後半～）になると、院（上皇）御所の北面にさまざまな芸能に秀でた者が多数伺候するようになる<sup>2</sup>。

鳥羽院 (1103-1156) 北 面  
 ——西行 (1118-1190、歌人)  
 後白河院 (1127-1192) 下北面  
 ——鴨長明 (1155-1216、『方丈記』)  
 北 面  
 ——今様の名手(『梁塵秘抄』口伝集巻10)、管  
 絃・和歌に優れた者  
 後鳥羽院 (1180-1239) 北 面——蹴鞠の名手

こうした各種芸能に優れた者は、高位の貴族邸にも日常的に伺候していた。たとえば花園左大臣源有仁(後三条天皇皇孫、1103-1147)の邸宅には、伊賀大夫・六条大夫など「百大夫」と称される、身分は低いながらも管絃・和歌・漢詩に優れた者たちが、朝夕主人の身近に仕え、主人の遊びに加わっていたという。

上の御兄弟たちの君達、若殿上人ども、絶えず参りつつ、遊び合はれたるはさる事にて、百大夫と世にはつけて、影法師などの朝夕なれ仕うまつるが、弾き物、吹き物せぬは少くて、外より参らねど、内の人々にて、御み遊び絶ゆる事なく、伊賀大夫、六条大夫などいふ優れたる人どもあり、歌詠みも詩作りも、かやうの人ども数知らず、越後の乳母・小大進などいひて、名高き女歌詠み、家の女房にてあるに、(中略)月明き夜などは、車にて御隨身一人二人ばかり、何大夫などといふ人ども、代る代る徒歩より歩み、御車に参り代りつつ、古き宮ばら、あるは色好むところどころに渡り給ひつつ、人々にうちまぎれて遊び給ふに、琵琶・笙の笛などは、人も聞き知りなむとて、琴弾き、笛吹きなどぞし給ひける。

(『今鏡』巻8・みこたち・花のあるじ～伏し柴)

また右大臣藤原兼実(1149-1207)の邸宅でも、自邸での私的な和歌会や蹴鞠会に、「常祇候男」(兼実邸に日常的に仕えていた家人)が召し加えられている。

「今日密々有<sup>(藤原)</sup>和歌、季経朝臣已下、常祇候男共六七許輩」(『玉葉』安元元年(1175)9月29日)  
 「密々有<sup>(藤原)</sup>和歌、又有<sup>(藤原)</sup>当座、清輔・季経已下、常祇候之輩六七許輩也」(同年11月5日)  
 「未刻前民部大輔憲雅朝臣来、呼<sup>(藤原)</sup>前交<sup>(藤原)</sup>語。常祇候男共、両三相共有<sup>(藤原)</sup>連歌之興」(同2年4月4日)  
 「及<sup>(藤原)</sup>晚窃有<sup>(藤原)</sup>和歌事。憲雅・隆信両朝臣已下、常祇候男共又両三」(同月14日)  
 「今日密々有<sup>(藤原)</sup>和歌事、清輔・頼政朝臣等已下、并常祇候之輩、会者十余人」(同月23日)  
 「季経・頼政・盛方・資隆、又常祇候男共会合、百首和歌初度披講」(治承2年(1178)3月20日)  
 「今日、殿上人五六輩参入、於<sup>(藤原)</sup>南庭<sup>(藤原)</sup>懸<sup>(藤原)</sup>蹴鞠。忠季朝臣已下五六人、其外又常祇候男共両三所<sup>(藤原)</sup>召加<sup>(藤原)</sup>也」(建久2年(1191)4月4日)

なお以上のような者たちは、和歌や蹴鞠といった「遊び」に召し加えられただけではない。源有仁邸「百大夫」は日常的に邸内外で主人に付き従っており、藤原兼実邸「常祇候男」も仏事や儀式に供奉している。院御所に伺候した芸能に優れた者たちも、決してそうした才能のみで採用されたのではなく、また仕えてからも政治的・経済的、人的・物的にさまざまな奉仕を行っていた<sup>3</sup>。

すなわち院政期には、上皇、源有仁、藤原兼実といった、芸能にとくに造詣が深い有力皇族・貴族のもとに、日常的にさまざまな奉仕を行いながら、主人の交遊活動にも召し加えられるほど作文・和歌・管絃・蹴鞠などの「能」のある者が寄せ集められていた。もしくはそうした主人に勤仕したことをきっかけとして、諸芸の鍛錬に励んだのであろう。

「能」が要求される交遊活動には、地位は低いながらもその道に優れた専門家も召し加えられ、高位者と同席できた。身分の高い公卿・殿上人の場合も、多才な「能」があればそれだけ多種多様の交遊活動に参加する機会が生まれた。さらに、身分の低い者は「能」によって有力皇族・貴族に仕えるきっかけを作ることでもでき、また仕えて以後も主人と同じ交遊空間に召し加えられることにより、主人との関係をより親しいものにした。

以上のように平安貴族社会においては、「能」によって従来の社会的範疇を超えた新たな関係を結び、維持することが可能であった。「能」は、家格が定まりつつあった院政期にはとくに、身分の上下を問わず貴族社会で生き抜くための有力な武器となったのである。

### おわりに

本発表では、平安貴族の“招待状”を素材として、Ⅰでは平安中後期の貴族社会で繰り広げられた交遊活動の種類と「食」について、Ⅱでは貴族社会における「能」の意義を考察した。

ただし交遊空間全体の特徴の解明のためには、「食」以外のもてなしの様子や、参加者以外に交遊空間を支える人々の動き、女性の参加する交遊空間についてなども検討すべきであろう。これらについては今後の課題としたい。

### 註

1. 本発表は拙稿「平安貴族の招待状—古往来にみる交遊

空間と「能」—」（お茶の水女子大学人間創成科学研究科『人文科学研究』第3号、2009年3月刊行）を改編したものである。

2. 秋山喜代子「西面と武芸」（同『中世公家社会の空間と芸能』、山川出版社、2003年）、中村文「平安末期地下官人の和歌の〈場〉—後白河院の周辺を中心に—」（『明月記研究』1、1996年）。
3. 米谷豊之祐「後白河院北面下騰一院の行動力を支えるもの—」（同『院政期軍事・警察史拾遺』、近代文藝社、1993年。初発表は1976年）。

[付記] 本稿は、平成19年度文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）による研究成果の一部である。

のだ ゆきこ／お茶の水女子大学リサーチフェロー